

2020年4月14日

学生、教職員、関係者の皆様

福岡女子短期大学
新型コロナウイルス感染症対策本部

緊急事態宣言を受けての本学の対応

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「緊急事態宣言」(4月7日付)において福岡県が対象地域となったことを受け、本学でも授業開始日の延期、学生の入構禁止、教職員の時差出勤などの対応をとってまいりましたが、4月13日に福岡県知事から、さらなる感染拡大防止策として、大学施設の使用制限につき要請がなされました。

この要請を受け、本学としての対応・取り組みを、次のように強化することに決定しましたので、お知らせいたします。

記

対応期間 4月14日(火)から5月6日(水)

※ 事態の継続により期間延長の可能性があります。

1. 学生

学内への入構を禁止する。

2. 教員

教育・研究上の必要がある場合を除き、在宅勤務とする。

3. 職員

事務室の窓口業務を休止し、学生の教育・支援等に係る電話相談の対応やキャンパス管理のための緊急業務など、最小限の事務機能を維持できる体制とする。これらの勤務体制により出勤しない日については、在宅勤務とする。

4. その他の方

その他の関係者及び一般の方の構内への立ち入りはできないこととする。

以上

事務局窓口の業務休止中のお問い合わせ一覧

(土・日・祝日を除く平日午前9時から午後3時)

- ・学生支援課： 092-922-2497
- ・履修支援課： 092-922-4309
- ・キャリア支援課： 092-922-2580
- ・庶務課： 092-922-2296
- ・会計課： 092-922-2397
- ・入試広報課： 092-922-1491
- ・図書館情報課： 092-922-3604